

黒部市立桜井小学校いじめ防止基本方針

- いじめに係る情報が寄せられたときは、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的に対応します。
- いじめが発生した場合は、「学校事故発生時の指針」「いじめの防止等のための基本的な方針」「重大事態発生時のガイドライン」等を基に、迅速・誠実に対応します。
- 黒部市教育委員会、黒部市教育センター、及び学校、家庭、地域住民、関係機関、種々のカウンセラーやソーシャルワーカー等が行動連携し、「いじめ見逃し0」を目指して取り組みます。

目 次

1	いじめの定義	1
2	いじめの認知件数とは	
3	桜井小学校いじめ防止基本方針について	3
4	本校のいじめ問題に係る取組の概要	4
5	学校事故発生時の対応について	5
6	いじめ問題の未然防止及び対応について	6
7	黒部市教育委員会との連携	16
8	黒部市教育センターとの連携	
9	進学・進級の際の学校間・教師間の連携	18
10	重大事態発生の場合 — 学校 —	20
11	参考	24
12	附則	31

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係(注1)のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「一定の人的関係のある」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

定義改訂 (H25) の経緯

以前の定義・社会通念	現在の定義
行為の継続性 反復性 → 省く	<ul style="list-style-type: none"> ・一回限りの行為でも深刻な被害感を与えたり、トラウマとなったりするケースがある。 ・一連の反復される行為のうち一つだけが、認知できるケースがある。等
加害側の意図 故意性 → 攻撃を行為とする	<p>「悪が悪をつくる」という固定観念の転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ○悪の心（規範意識・道徳性の低下） ○善の心（チームを強くしたいという願いが一人の子供を追い込む場合がある） ○無自覚の心（同和地区等への差別、偏見等）
力関係の優位劣位性 → 省く	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット上の誹謗中傷等には、力の強弱は関係ない。
被害の深刻さ → 省く	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微と捉えがちな行為が積み重なって重大事態に至ることがある。
身体的・心理的 → 心理的・物理的	<ul style="list-style-type: none"> ・心理を重視するために、入れ替える。 ・身体的な痛みばかりでなく、物損・金銭等も含ませる。

2 いじめの認知件数とは

- ・いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上（そじょう）に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたもの全ての数字が「認知件数」である。
 - ・深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした（と「認知」した）数字ではない。
 - ・つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告等ではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告である。
 - ◎「認知件数が多い」＝教職員の目が行き届いている証と考える。
- いじめを積極的に認知することで、深刻な状況になる前に早期かつ適切に対応するとともに解消に向けてチームで支援をすることが可能になると考え、いじめの疑いがあるものや児童や保護者、学校の内外からのいじめの訴えに関しても積極的に認知する。

軽微な「からかい等の言動」を共有することがいじめの早期発見に！

桜井小学校いじめ対策組織



いじめ問題の解決

- 救済(トラブルの解消や謝罪)
- 解消(心の傷を癒し、関係を修復する)
- ・3か月間行為なし+その時点での感情

岩手・中2死亡事故いじめ検証項目

- ①体育の時間に肩を押された
- ②給食の準備中、教科書を投げられた
- ③走り幅跳びの真似をやれと言われた
- ④机に頭を押さえられた
- ⑤ゲーム「太鼓の達人」の真似をさせられた
- ⑥自習時間に消しゴムをぶつけられた
- ⑦朝会時に列に入れないようにされた
- ⑧清掃時にほうきをぶつけられた
- ⑨階段でズボンを下げられそうになった
- ⑩宿泊研修で枕でたたき合い、けんかになった
- ⑪けんかなど日常的にトラブルがあった
- ⑫バスケット部で強いパスなどを出す嫌がらせ
- ⑬「後ろの生徒がうるさい」など周囲への不満

こうしたことの積み重ねで死を選ぶ子供がいるという事実を直視しなければならない。

組織として

★いじめかどうか判断するのは、「学校いじめ対策組織」

★一人一人の教員が見たり、知り得たりした行為を「学校いじめ対策組織」に報告する。



★1つ1つの言動が軽微なからかい等と判断されても、たくさんの行為等が集まると、「A君はいじめに遭っている」と判断できる。

★「こんな些細なことも報告しなければならぬのですか」と質問があったら「はい」と答える。

一人一人の教職員に対する留意事項

○教職員がその場で「大丈夫」とか「よくあること」とか「それぐらいのこと…」と即断しない。

その場で注意を与えるだけでなく、見守りとフォローアップが大切。また本人が「大丈夫」と言っている場合も同様の対応をする。

○いじめの疑い、引っかかる感覚を大切にする。

○わずかな兆候や児童生徒からの訴えをうやむやにしない。

○被害を「過小評価せず」大げさに捉えておく。

○支援・指導のスタートラインは「疑わしきもの」への「気づき」から

- ・いじめかどうか判断するよりも、いじめと疑われるもの（事実が未確定の段階のもの）すべてに対応する。
- ・事実を確定→対応ではなく、対応→事実を確定というパターンへ変化させる。
- ・子供や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向かうことを後まわしにしない。
- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒をしっかり守る。

3 桜井小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

黒部市立桜井小学校は、学校や家庭、地域が連携し、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な考え方」、「学校事故発生時の指針」、「重大事態発生時のガイドライン」、「黒部市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止やいじめの早期発見・対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「桜井小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本的な考え方

いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である。
いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
だからいじめは許されないのである。
いじめを放置して、優れた学校行事や優れた授業などあり得ない。
人間は本来、人を思いやる優しい心をもっている。その優しい心を表す勇気をもたせられるよう働きかけ、児童が「多様性を認め、一人一人の人権を大切にする人」に育つよう努める。

児童の出すサインを確実に受け止めるために、日頃から教職員と児童、児童相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることに努めます。

- 温かい人間関係の構築と、居場所のある学級づくり
- 人権感覚を高め、校内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- 相談しやすい雰囲気づくり
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める
- どんな小さいいじめも初期段階から見逃さない姿勢で対応する



そのために

- 1 いじめは、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、「いじめではないか」という視点をもって指導にあたり、いじめに該当するか否かを判断する。
- 3 「いじめ発見のポイント」（富山県いじめ対応ハンドブック参照）に基づいて、児童を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 記名式アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童を対象に「予断をもたない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢を大事にする。
- 5 「この先生は私たち（児童・保護者）の話聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくること等、相談体制の充実に努める。

4 本校のいじめ問題に係る取組の概要

(1) 令和6年度 いじめ見逃し〇を目指すための視点・達成目標・評価

☆☆☆ 学校いじめ防止基本方針に基づいて実施・評価する ☆☆☆

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、毎学期、学校評価において目標の達成状況の評価する。
- ・評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

○ 令和6年度 第1学期 ※実態に応じて第2、3学期の達成目標を修正する。

視点	達成目標(具体的に記載)	評価
いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・分かる喜びや学ぶ意義を味わうことができる授業の充実を図る。 ・人権に関する情報提供を積極的に行い、一人一人を大切にするための共通行動がとれるようにする。 ・児童、教師共に、児童に言葉をかけたり挨拶をしたりするときは「～さん」と呼び、相手を大切にしている気持ちを伝える。 ・「人権意識チェック表」を活用し、教職員自身の人権意識を高め、児童と共に人権の大切さについて考える集団づくりに努める。 ・T2や専科教員からも情報を得るなど、複数の目で見守り、小さな変化やサインを見逃さないようにする。 	
早期発見・事案対処のマニュアルの実行	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜日の連絡会において、生徒指導案件や特別な配慮を要する児童等に関する連絡・情報交換の場を設けることで、全職員で共通理解を図り、対処することができるようにする。 ・必要に応じていじめ対策委員会や登校支援委員会等、小委員会を設けて早期対応を図る。 ・一人一台端末を活用し、児童のSOSの早期発見を図る。 	
定期的・必要に応じたアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月中旬に記名式のいじめに関するアンケート調査を実施する。 ・6月に「ふれあい週間」を設定し、毎月のアンケートに加え、より具体的な内容について記する生活調査アンケートを実施する。 ・生活調査アンケートと同時期に、保護者を対象にいじめに関するアンケートを実施する。 	
個人面談・保護者面談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月のアンケート実施日は特別日課を組み、その日のうちに全員と個人面談を行う。必要に応じて、その後も継続して面談の機会を設ける。 ・6月に「ふれあい週間」を設定し、個人面談を行う。週間中は、じっくり話を聴くために特別日課を5日間ほど組み、時間を確保する。また、必要に応じて保護者と連絡を取り、面談を行ったり家庭訪問で話をしたりする。 	
校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事研修会の資料や国研の「生徒指導リーフ」、「改訂版いじめ対応ハンドブック」「生徒指導提要」等を活用し、生徒指導上の重点や配慮事項を教職員で共有する。 ・子供理解やよりよい学級経営に向けて、i-checkの見方や活用の仕方に関する研修を行う。 ・週2回の連絡会を利用し、生徒指導上の課題について考えたり新しい情報について学んだりする場を設ける。 	
日常の児童生徒理解の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の会の健康観察では、一人一人と目を合わせて行い、児童の様子を把握する。また、帰りの会でも一人一人の様子を観察し、下校を見届ける。普段の児童の様子を観察しておくことで、小さな変化や異変に一早く気付くことができるようにする。 ・児童にとって相談しやすい雰囲気づくりを行うとともに、多くの職員が目で児童の異変に気付くことができるようにする。教育活動全体の中で、学年や学級に関わらず、一人一人の児童へ積極的に挨拶や言葉かけを行う。その際、「～さん、おはようございます。」のように児童の名前を加えて声をかけるようにすることで、児童一人一人との関係づくりを進める。 ・SCやSSWと連携を図る。面談を行ったり子供たちの様子を観察したりしてもらい、チームで事例に対応・児童を支援できるようにする。 	
発生時の迅速な対応と情報の共有や組織的な対応【事故発生時の指針を原則とする。】	<ul style="list-style-type: none"> ・「桜井小学校いじめ防止基本方針」を基に、学校いじめ対策組織を開催し、迅速に対応する。 ・指導・対応の方針と役割分担を明確にして、全教職員で「ぶれ」のない指導となるように努める。 ・「報告・連絡・相談・確認」についての意識向上を図るための研修を行い、事案に対して迅速かつ組織的に対応できるようにする。 	

5 学校事故発生時の対応について

1 迅速に動く

(1) その日のうちに謝罪・報告（校長、教頭、生徒指導主事）

① 発覚した時点で第一報を入れ、心理的事実について謝罪をする。

② 時間をおかずに関係教員を集め、事実を確認する。
必要に応じて児童にも面談し、事実確認を行う。

③ 事実確認後、訪問し、概要説明と正式謝罪を行う。

④ 今後の方針を伝える。その後、経過報告を逐一行う。

心配、不安な気持ちにさせてしまったことへの謝罪を行う。

ずれは休日であっても対応し直す

2 組織を生かす

(1) 教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(2) 教職員一人一人が、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する。

(3) 管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として協働的な指導、相談体制を構築して進める。

(4) 各担当者の報告を受け、いじめ対策組織において対応策を協議する。

(5) 保護者面談や家庭訪問は、複数で行う。（役割分担）

(6) 必要に応じてSCやSSW、いじめ対策SW等を加え、多角的な視点から対応する。

3 正確な記録と分析 — 可能な限り逐語で記録し、分析する —

(1) アセスメントシート等を活用して情報や対応方針の「可視化」を図る。

(2) 客観的に事実関係を記録する。事実と推測、実現可能な要望と実現が難しい要望を整理して分けて考える。

(3) 言葉の解釈は一人一人違うので、要約したものでは判断を間違ふことがある。言葉の中にある相手の真意を読み取り、対応を考える。

4 教育委員会との連携

(1) 毎日、状況報告する。記録を累積しておく。

(2) 何を聞かれてもすぐに答えられるよう、関係書類(情報)を整理しておく。

対応時期の目安

<p>学校の設置者等に速やかに報告</p> <p>確認</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策推進法 いじめ防止等のための基本的な方針 不登校重大事態に係る調査の指針 	<p>① 事故の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故 いじめに係る重大事態 生命、金品、身体、精神に係る場合は、認知した時不登校の場合は、欠席30日（目安）に到達する前 <p>※保護者から申し出があった場合は、その時点</p>
<p>事故の発生（第1報）を可能な限り早く保護者に連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事故の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。
<p>原則として3日以内を目途に、聞き取りを完了</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校長・教頭等が関係する全ての教職員を集め、聞き取りを実施する。 必要に応じて、事故現場に居合わせた児童等への聞き取りを実施する。
<p>1週間以内に保護者に説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発生事実の概要、対応経過、今後の取組・方向性などを整理して説明する。
<p>記録の整理(日ごとに)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報を時系列にまとめる。 事実と推察は区分し情報源を明記するなどして整理する。

【参考 文部科学省 不登校重大事態に係る調査の指針、学校事故対応に関する指針 H28.3】

6 いじめ問題の未然防止及び対応について

(1) 方針

- ① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであるという基本的認識に立って、指導にあたる。
 - いじめる児童に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させるとともに、いじめる背景等に対して適切な指導を行う。
 - いじめられる児童を徹底して守り通す。
 - 「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、家庭・地域との連携を推進する。
- ② いじめの問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として、この問題の解決にあたる。
 - 職員会議、校内研修会などでいじめの問題について「認識の共有」をし、「行動の一元化」を図る。
 - いじめを発見し、または相談を受けた場合には、他の業務に優先し、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。(いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。)
 - 報告・連絡・相談・確認が円滑に行える指導体制をつくる。
- ③ 教職員の言動や態度が児童に大きな影響力をもつことを認識する。
 - 教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
 - 「いじめを絶対に許さない」ことを児童に浸透させ、いじめを行う児童には毅然とした粘り強い対応を行う。
 - いじめられている児童を温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
 - 教職員と児童及び保護者のSNSによる通信は、禁止する。
- ④ いじめが生まれる背景を理解し、指導には細心の注意を払う。
 - 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめ
 - 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童へのいじめ防止
 - 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童に対するいじめを防止するための対応

教職員は「○○菌」「○円持ってこい」「死ね」と言う言葉に敏感になり、言動を止めさせる指導と、コミュニケーション能力の育成を図る指導を合わせて行う。
(「死ね」と言葉を発する子供は、自分の感情や気持ちをうまく言葉にできずに、会話をシャットアウトする場合に用いる場合が多いと言われている。)
「～さん」と呼びかけることを教職員自身が心がけ、児童の手本となるようにする。

- ⑤ いじめ問題は隠さず、その解決に向けて、学校・黒部市教育委員会と家庭・地域社会が連携してあたる。
- 学校と黒部市教育委員会の間で報告・連絡・相談・確認を円滑に行う。
 - 学校は、いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
 - いじめの問題解決のため、必要に応じて警察などの地域の関係機関との連携を図る。(黒部市教育委員会と相談の上)
- ⑥ いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。
- 解消とは、行為が3か月止んでいることと、その時点において児童及び保護者が「心身の苦痛を感じていない」ことを面談等によって認められたときとし、継続的にきめ細かに観察・指導をする。
 - 教師の児童理解力を高めるとともに、学校の教育相談機能を充実する。
 - 定期的にいじめの状況を把握する調査等に取り組む。
- ⑦ 家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携して、いじめ問題の解決を図る。
- 入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
 - いじめ問題に関して、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との連携を図る。
 - いじめ問題の解決に向けて、学校のみでの解決に固執することなく家庭との連携を密にする。

(2) 学校の指導体制

いじめ見逃し0を目指すために、実効性ある体制を確立する。

- ① 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。
- ② 密接な情報交換（報告・連絡・相談・確認）により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。

1 報・連・相・(確認)は、はやいほどよい — 悪い情報ほど はやく —

これが徹底していないのは最大の危機であり、無法地帯の学校です。

報告 概要を報告(簡潔に事実のみ)
※指示・命令に対して結果の報告をする

連絡 面談の実施や状況:解決していかなくてもよい。
・途中経過で十分!
(カードはメモだよ)
※能率的に仕事を行うため

相談 関係者集合
※対応について考える。顔を合わせて知恵を出し合うことが大切です。
○指導の方針を立てましょう

対応 指導の方針に基づいて対応しましょう。個別面談・保護者対応等

確認 どんな対応をしたか。子どもはどうだったか

報・連・相シート		報告者
()月()日()		姓 名
原 状	現 状	処 置 案
いつ		
どこで		
だれが		
何を		
どのように		
なぜ		

「報告・連絡・相談・確認」は、保護者と学校、子どもと学校の信頼関係を保つために行うものです。子どもが先生を信頼し、黙っていれば、授業をはじめとする教育活動も円滑に実施できるし、保護者の協力を得やすく得ることもできます。



- 子供たちに「いじめとは下記の行為」であることを具体的に指導し、未然防止、早期発見・対応に力を注ぐ。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

- いじめに関する情報を共有し、問題の状況や指導方法等について共通理解を図る。
- 定期的にいじめなど児童の行動にかかわる情報交換会等を実施する。
- いじめの兆候が見られた場合、学校いじめ対策組織で迅速に組織的な対応を行う。

メンバーは、校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、関係教員、担任で構成し、必要に応じて学校運営協議会代表、PTA会長、SSW、SC等にも参加を要請する。

- 教育相談コーディネーターが核となって、児童や保護者が気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。
- いじめの事実関係の把握については正確かつ迅速に行う。その際、個人情報 の取扱については十分留意する。（「対応時期の目安」「いじめ防止の基本的な考え方」を参照）
- いじめ対策ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを含めた関係諸機関との連携を密にするとともに学校における相談機能の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- 教職員が連携し、学校全体でいじめの早期対応に努める。
- 日頃から児童や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について、積極的な紹介を行う。
- いじめが発覚した場合の危機管理マニュアルを作成し、実践する。

(3) いじめの未然防止に向けた具体的な指導

- 児童の自己実現が図れるよう、日々「分かる・できる授業」の充実を図る。
- 児童の思いやりの心を育む道德教育や特別活動の充実を図る。

道德科や特別活動等の授業において、いじめ未然防止に向けて議論する活動を取り入れる。
生徒指導主事が、いじめ未然防止に向けての話をする。

- 教師や児童の人権教育の充実を図る。

「教育指導の重点」 P 23 の「人権意識チェック表」を毎月チェックし、学校の重点項目を策定し取り組む。

- 開かれた学校づくりの推進の一つとして、児童が学校の出来事を家庭で話すことができるように楽しい学校・学級づくりに励む。
- 人間関係力づくりを推進するために、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキル・トレーニングの計画的な実施に努める。(シェアリングの時間を大切にする)
- 人間関係を構築する力を育てるために、学び合いの活動や対話のある活動等を積極的に取り入れ、人間関係の醸成に役立てる。

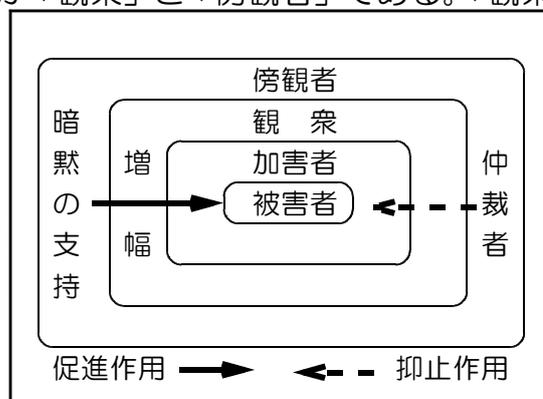
学習資源(※)を積極的に活用する学び合いのある授業を推進し、他者を認めたり、合意形成したりする場を通して、人間関係を構築する力を育てる。
(※ 他の児童生徒、教師、資料等、課題を解決するために必要なものすべてを指す。)

- いじめの四層構造についての指導を徹底する。

いじめの場面において学級集団は、加害者、被害者、観衆（いじめをはやしたてておもしろがって見ている者）、傍観者（見て見ぬふりをしている者）という四層構造をなす。

いじめの過程で重要な役割を果たすのが「観衆」と「傍観者」である。「観衆」が増長したり「傍観者」が黙認したりすると、いじめは促進される。

しかし、両者が否定的な反応を示したり「仲裁者」として行動したりすれば、「加害者」はクラスから浮き上がり、結果的にいじめへの抑止力になる。「加害者」「被害者」への指導だけでなく、「観衆」と「傍観者」への指導がとても重要である。



- ネットトラブル防止について指導し、児童が事件に巻き込まれたりトラブルを起こしたりしないようにする。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為だと理解させる。

- ①学期に1回、インターネットやSNSに関わる状況を調査し、実態把握に努める。
- ②保護者と教職員、児童がともにネットトラブル防止について学ぶために、家庭向けの指導資料を配布する。
- ③インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損

害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

- ④教員が、インターネット上におけるトラブルやいじめ等について、黒部市教育委員会や富山県教育委員会等と連携して学ぶ。
- ⑤スマホやゲーム依存にならない、トラブルに巻き込まれない等のために児童が主体的にルールを決める学習を取り入れる。(富山県ネットルール作りのDVDを基に先進校の取組から教員が学ぶ)

- 市立図書館と連携し、学校貸出を積極的に活用して、児童の豊かな心の育成に努める。

- ・人権週間の時期に、「人権・福祉に関する本」を借りて、児童に思いやりの心を育むための環境づくりを行う。
- ・学校司書と連携を図り、読み聞かせを行って豊かな心の育成に努める。

- 児童生徒としっかりと向き合うために、次のことを共通実践する。

- ・「分かる・できる」授業の充実を図る。
- ・朝活動時や学級活動の時間に対人関係ゲームを取り入れるなど、共感的な人間関係を育む。
- ・相手に言葉をかけるときは、「～さん」と呼び、相手を大切にしている気持ちを伝える。
- ・連絡会での情報交換会や「報・連・相シート」を活用し、共通理解を図る。
- ・毎月中旬に記名式のいじめに関する調査を行い、その日の内に困っている児童と個人面接を行い、間を空けないうちに全員と個人面談を行う。
- ・学期に一度、「ふれあい週間」として個人面談を行う。週間中は、じっくり話を聴くために特別日課を組み、時間を確保する。また、必要に応じて保護者と連絡を取る。
- ・i-checkの見方や活用の仕方について研修する。
- ・市教セ主催の「生徒指導主事等研修会」等で学んだことを教職員で共有する。
- ・教育活動全体の中で、一人一人へ積極的に挨拶や言葉かけを行い、相談しやすい関係づくりに努める。
- ・i-checkの結果から、学級の実態をつかんだり、気になる児童の支援を考えたりする。また、SCやSSWと連携を図る。
- ・校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。

(4) いじめの早期発見・対応に向けた具体的な取組

- 日頃から子供が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- 定期的に児童及び保護者にいじめ調査を実施するとともに、個人面談を通して、子供の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

① いじめの状況・取組を全教職員で共通理解し、黒部市教育センターに報告する。黒部市教育センターで集約したものを基に校長研修会で共有し、他校の実践について学び合い、自校に還元する。

□ いじめ見逃し0を目指すための「視点・達成目標・評価シート」を作成し、全教職員で共通理解・共通実践する。視点・達成目標は4・9・1月に、評価は7・12・3月に、黒部市教育センターに提出する。

□ 定期的に記名式のアンケートと面談を実施し、学級の状況を把握し学級運営に生かす。アンケート結果はその日のうちに集計し、緊急対応が必要な事案があれば管理職に報告する。児童生徒から「いじめの訴え」があった場合は、学校いじめ対策組織でいじめか否かを判断する。その結果を「いじめ認知シート」に記載し、毎月月末までに、黒部市教育センターに提出する。

アンケート調査の実施

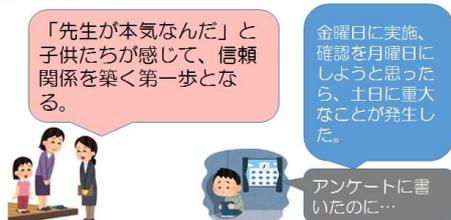
- ・毎月中旬に、記名によるアンケートを実施する。
- ・学期に1回、教育相談用アンケート及び保護者アンケートを実施する。

面談の実施

- ・アンケート終了後、全員対象の面談を実施する。特に、配慮を要する児童生徒はその日のうちに面談を実施する。

アンケートは何のためにするの？

○アンケート実施後、その日のうちに状況を確認する。(富山県いじめ防止基本方針)



面談は何のためにするの？

— パイプを太くする —

- ・「先生は私たちのことを心配してくれる。また相談したいな」と思わせる面談をする。
- ・きちんと全員対象とした面談を行うと「いつ、誰が、チクった」が分からなくなるので安心して情報提供ができる。
- ・安易に加害行為をしている子供は「誰かからバシるかもしれない」という抑止力効果になることも期待できる。

□ 県からの通知（生徒指導の推進）をしっかりと受け止め、校内の生徒指導体制のチェック等を確実にを行い、PDCAのサイクルでいじめ見逃し0を目指して取り組む。

② いじめ見逃し0を目指すための研修の充実

- 生徒指導主事等研修会やいじめの問題に係る教頭対象の研修会等の成果を、校内研修会で還元する。
- 「いじめ見逃し0宣言 ―いじめに関する手引き書―」や喫緊の課題（ネットトラブル）等に関する資料を基に研修する。
- 年に複数回、いじめの問題に関する校内研修会を開催し、いじめ問題の未然防止や対応について学ぶ。

- ・ i-checkの結果から、学級内の人間関係の状況や一人一人心理状態を把握する研修を行い、学年（学級）運営に生かす。
- ・ いじめのアンケート結果の見方や生かし方についての研修を行う。

③ ネットトラブルの早期発見・早期対応

- 「爆サイの掲示板」「学校裏サイト」等の書き込みを発見した場合、迅速に対応する。
- ネットパトロール検索システムで危険な書き込みとして連絡があった場合は、適切な対処を行う。（連絡：東部教育事務所→黒部市教育委員会→該当校）
- タブレットPCの自宅への持ち帰り・活用之际、タブレットPCを使うことの利便性とリスクについて指導を行う。

④ 相談体制の充実

- 教育相談コーディネーターが管理職や生徒指導主事、カウンセリング指導員、SC、SSWと連携し、相談体制の確立・充実に努める。
- 気軽に相談できる体制づくりを行うために、積極的に校内巡視を行ってもらい、児童との関係作りに努めたり、学校だより等で知らせたりする。
- 年4回（4・9・1・3月）、黒部市教育センター発行の相談案内のプリントを保護者に配布する。
- SCやSSWには、学校の対応や面談で知り得た情報を基にした相談を積極的にを行い、SC等の「見立て」をもらう。

(5) いじめが発覚したときの対応

① 学校及び学校の教職員

基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の子供たちがいじめを受けていると思われるときは、他の業務に優先して、適切かつ迅速に対応する責務がある。

いじめに気付いたりいじめの可能性が疑われる場面を見たり聞いたりした際、担任一人で対応しようとせず、組織で行動する意識をもち、対応に当たる。

朝、連絡帳に保護者からの訴えがあった際は、すぐに管理職と関係教員（生徒指導主事、教務主任、学年主任等も）に報告し、対応を協議する。その後、朝のうちに保護者に連絡をとり、連絡をいただいたことへの謝意と今後の対応の見通し、放課後の連絡の約束を伝える。

② いじめられている児童に対して

- 自ら訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- いじめられている内容や、つらい思い等を親身になって聴くことにより安心感をもたせる。
- 本人の活躍を認め励ますことによって、自信や存在感をもたせる。

③ いじめている児童に対して

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- いじめられている児童の気持ちに着目させ、いじめることが相手をどれだけ傷つけ、苦しめていることに気付かせる。
- いじめてしまう気持ちを聴き、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。
- 当番活動や係活動等、具体的な場でのよい行いを積極的に見付けてほめる。

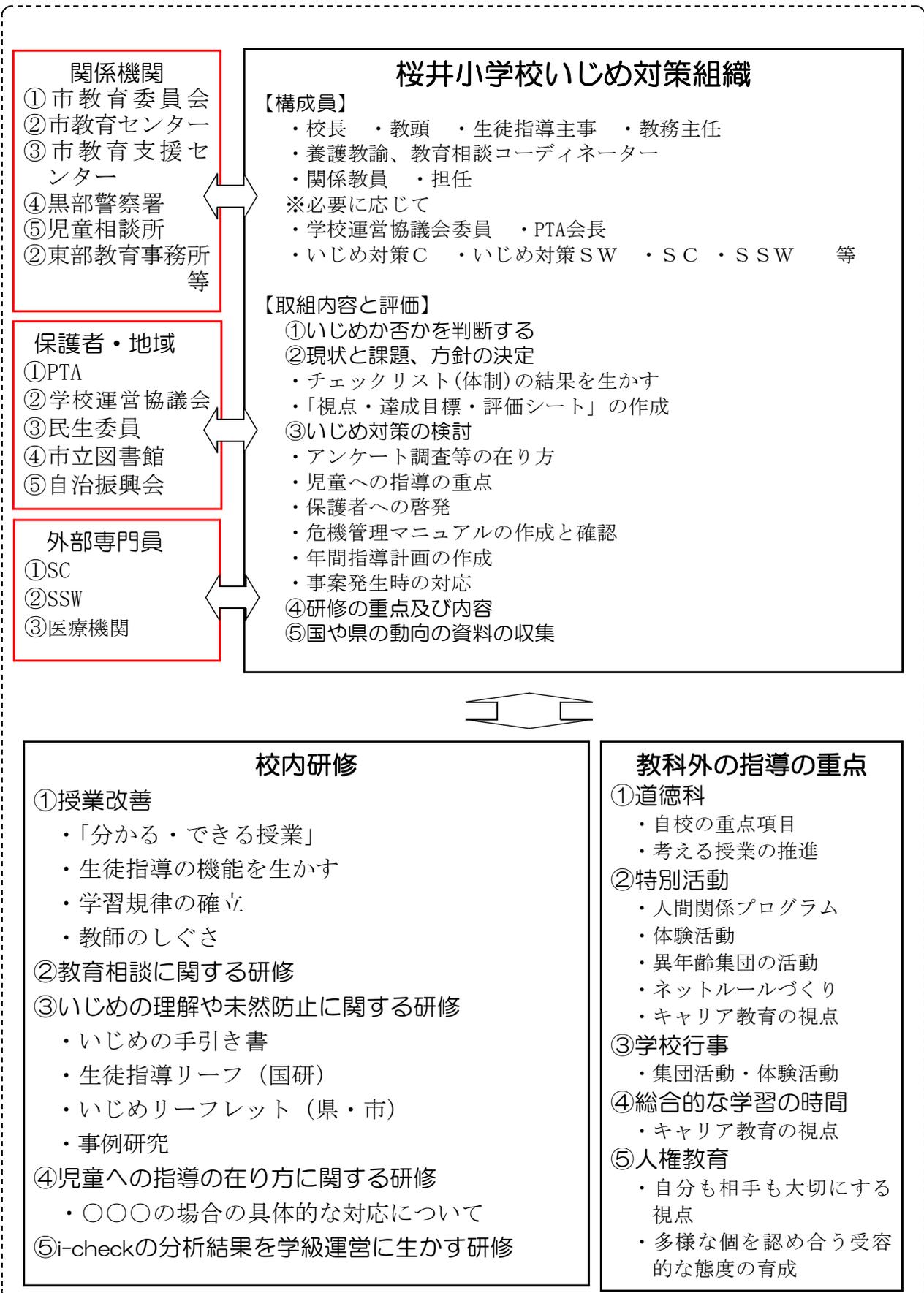
④ 学級の児童に対して

- いじめの4層構造に基づいた指導を行い、見て見ないふりをすることは、いじめの助長になることに気付かせる。
- いじめを発見したら、教師や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。
- 友達のいいなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに安心して生活できるようにする。

⑤ 保護者との面談 ー連携強化を図るためにー

- 保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、信頼関係を深める。
- 事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。
- いじめの問題を、児童と保護者との関係を見直す機会とするよう助言する。
- 相談機関等について、積極的に情報提供を行う。
- 状況に応じて、関係諸機関との連携をとるよう働きかけを行う。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
【法22条】



学校におけるいじめ防止等の対策のための役割分担

職	役割	具体的な内容
校長	全体責任者	方針や対策の決定
教頭	情報の集約	情報の集約、外部との連携 SC、SSWとの連携
生徒指導主事	情報収集、面談	いじめ防止に関わる現状や課題の把握、いじめ防止に関わる計画の作成、 情報収集と報告
教務主任	情報収集、日程調整	いじめ防止に関わる計画の日程調整
養護教諭 教育相談コーディネーター	面談、カウンセリング	児童の出席や健康上の実態把握、カ ウンセリング
特別支援教育 コーディネーター	情報収集、対応策	特別な支援を要する児童の実態把握 学年主任、担任、少人数指導、スタ ディメイトとの連携
研究主任	研修計画	いじめ防止についての校内研修の計 画（生徒指導主事と相談・企画）
担任	情報収集、面談	観察や面談による情報の収集、いじ め防止に関わる学級指導

7 黒部市教育委員会との連携

いじめ問題の解決に向けて、黒部市教育委員会への報告・相談を確実に行う。

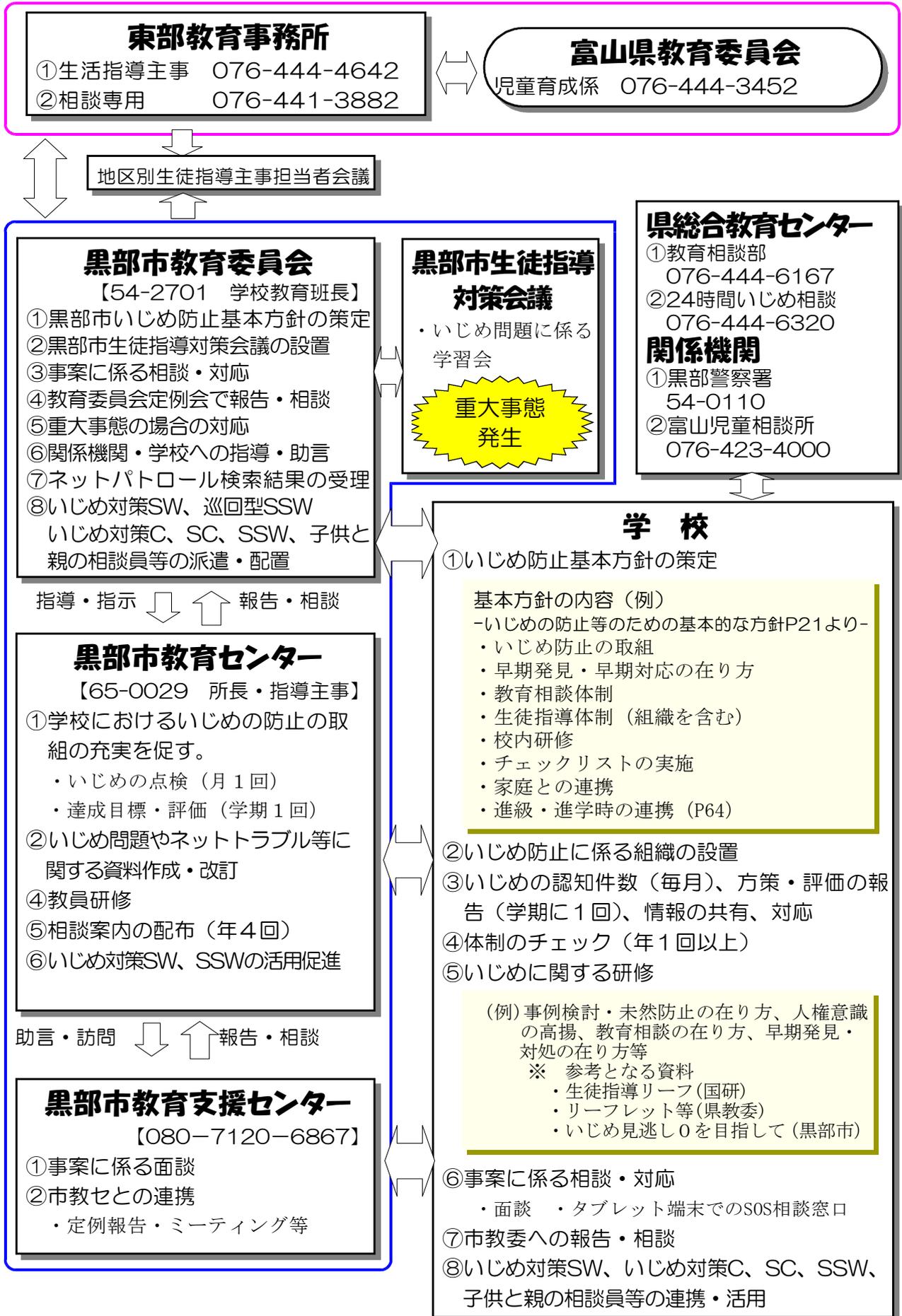
- ① いじめが発覚した場合は、事故略報により学校教育班長に報告し、対応の方針等について相談する。
- ② 生徒指導上の諸問題の調査及びいじめに関する定例報告について教育委員会から問い合わせがあった場合は、的確に回答できるようにしておく。
- ③ 緊急時の場合は、要請支援C等の要請をする。

8 黒部市教育センターとの連携

いじめの状況・取組を全教職員で共通理解し、市教セに報告する。

- ① いじめ見逃し0を目指すための「視点・達成目標・評価シート」を作成し、全教職員で共通理解・共通実践する。視点・達成目標は4・9・1月に、評価は7・12・3月に、黒部市教育センターに提出する。
- ② 月1回のアンケート調査の結果を、毎月月末までに黒部市教育センターに提出する。
 - ア 児童が記載した実数
 - イ 学校いじめ対策組織でいじめと認知した数及び態様・対処、解消の有無
 - ・いじめの被害者及び加害者をアルファベットで記載したシートは、メールで送信する。
 - ・氏名を記載したシートは、センターとの月例報告用封筒にて送付する。

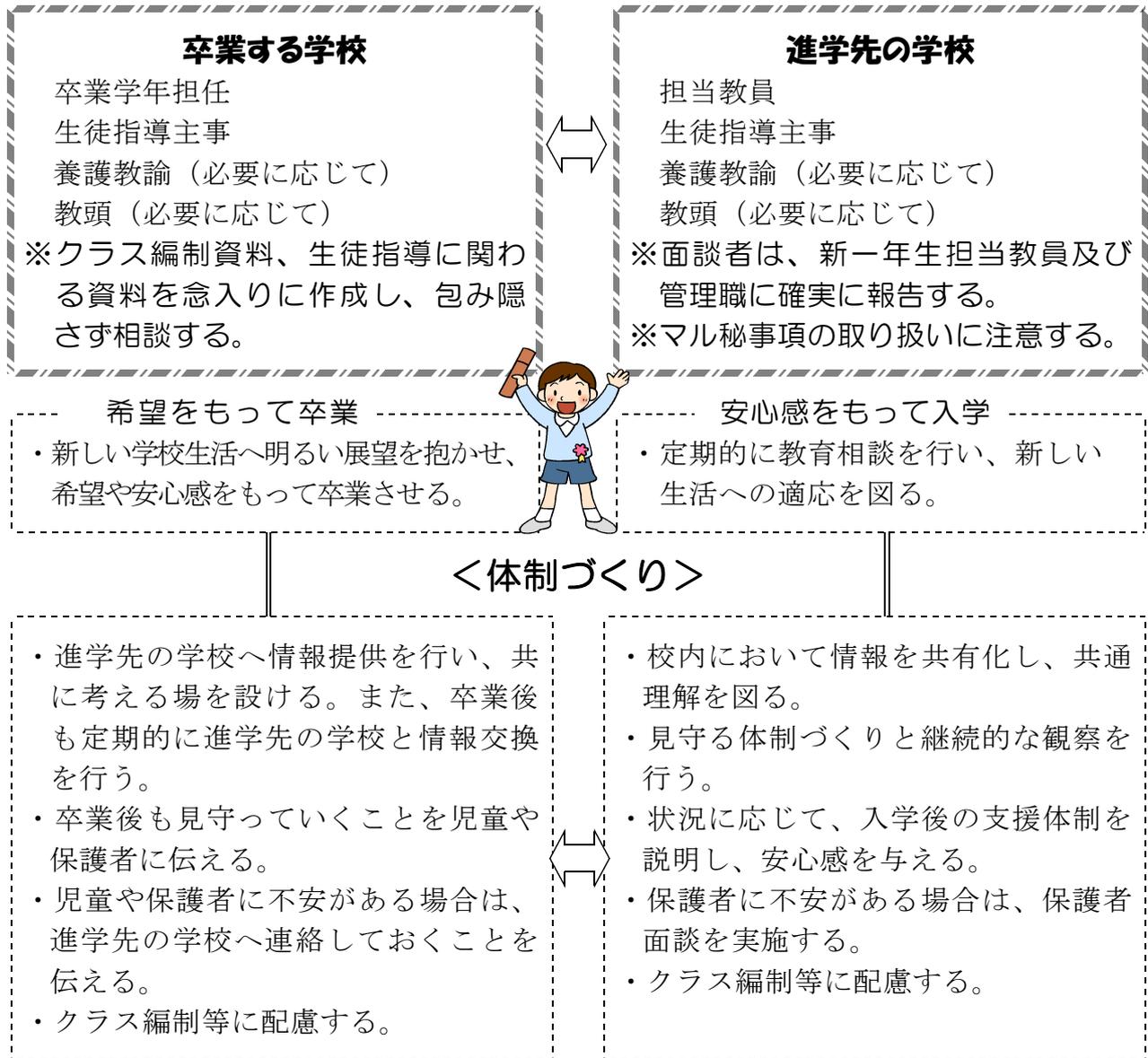
黒部市いじめ防止における取組



9 進学・進級の際の学校間・教師間の連携

(1) 進学の場合

中学校におけるいじめは、小学校時代からのいじめが継続していたり、小学校における人間関係のトラブルに起因する場合があります。卒業、進学にあたり卒業する学校と進学先の学校の関係者が、きめ細かな連携を図るとともにそれぞれの学校で校内体制を確立して、いじめ見逃し0を目指します。



また、以下の点に留意し、日頃から異校種間の連携を深め、入学時の心理的な負担を軽減し、進学先の学校で適応できるようにすることが大切である。

- 新しい環境での友達、先輩、教師との人間関係が、入学時の大きな不安になっている。発達段階に応じた「人間関係づくり」に視点を当てた連携が大切である。
- 教師が把握している以上に、学習上や生活上の相違に不安を感じている。教科指導や生徒指導の連絡会を設けるなど、適切な情報交換に努めることが大切である。
- 入学前の計画的な生徒間の交流活動や入学後の丁寧なオリエンテーションは、入学時の「不安」「戸惑い」を軽減するうえで有効であり、より工夫された取組が求められる。

(2) 進級の場合

- ① 4月当初の職員会議で、過去にいじめにあった児童、いじめた児童等の現状と留意事項等について共通理解を図る。
- ② 詳細については、前担任（異動でない場合は教頭、生徒指導主事や引き継ぎ者の教員）とこれまでの経緯、面談時の留意事項等について引き継ぎを行う。
- ③ 管理職は、学校保管の面談資料ファイル等に目を通して、実態把握と留意事項について確認する。

10 重大事態発生の場合 — 学校 —

- ① 重大事態と判断した場合は、教育委員会に電話による第一報と「いじめに係る重大事態発生報告書」で報告します。
- ② 教育委員会が調査の主体（「学校いじめ対策組織」か「黒部市教育委員会及び黒部市生徒指導対策会議」）を決定し、事案に係る調査を行います。
- ③ 調査結果を「いじめ重大事態調査報告書」にて報告します。

(1) 重大事態とは…

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害をおった場合
- ③ 精神性の疾患を発症した場合
- ④ 金品等に重大な被害を被った場合
- ⑤ 欠席の理由が「いじめが要因ではないか」と思われ、欠席日数が30日以上となった場合
- ⑥ 児童や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合

具体的には…

☆ 生命・心身・財産重大事態

◎ 下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛等の心因性の身体反応が続く。
 - 多くの児童の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の児童から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。（転学・退学するほど精神的苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当する）

☆ 不登校重大事態

欠席日数が年間30日であることを目安としている。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態に係る調査の指針(概要)

—詳細は、平成28年3月 不登校重大事態に係る調査の指針 (文部科学省初等中等局)を参照—

○ 学校の対応

流れ	内容
欠席開始 ※重大事態に該当すると「認める」とは「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯定」するといった意味ではない。	<ul style="list-style-type: none">・月3日の欠席で家庭訪問等を実施し、児童及び保護者面談から状況・理由等を聴取する。・学校は欠席30日になる前から準備作業に取りかかる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>準備作業の確認事項</p><ul style="list-style-type: none">①実施済みのアンケート調査②関係児童生徒からの聴取・確認③指導記録の記載内容の確認など</div>
市町村教委に相談	<ul style="list-style-type: none">・当該児童及び保護者への聴取が終わった時点で、「いじめが関係しているのではないか」と学校が判断した場合は相談し、情報共有を図る。・学校は重大事態に至る相当前から調査を行い、欠席が30日に達する前後の段階でいじめを受けたとされる児童及び保護者に説明できるよう準備をしておく。
重大事態発生と判断	<ul style="list-style-type: none">・学校は、不登校重大事態と判断したときは、7日以内に黒部市教育委員会に報告する。(様式1)・生命心身財産重大事態と判断したときは、直ちに黒部市教育委員会に報告する。

○黒部市教育委員会の対応

重大事態の報告	<ul style="list-style-type: none">・ 市長に報告する。(口頭ではなく書面が望ましい)・ 教育委員に説明する。・ 対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する。 ※教育委員会会議とは、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関などを想定している。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>会議での配慮事項</p><ul style="list-style-type: none">・ 個人情報が多く含まれているので、会議を一部非公開にしたり、資料から個人情報を除いたりする。</div>
調査主体の決定	<ul style="list-style-type: none">・ 黒部市教育委員会が、調査主体を黒部市教育委員会にするか学校にするかを決定する。・ 原則学校の調査組織で行う。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>黒部市教育委員会が行う場合</p><ul style="list-style-type: none">・ 学校と保護者との関係が深刻化して関係修復が難しい場合・ 学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じる恐れのある場合 等</div>

○調査の主体（黒部市教育委員会または学校）の対応

<p>調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童、保護者、教職員、関係する児童への聴取による調査をする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>聴取事項 ーいじめの行為についてー</p> <p>①いつ頃から②誰から③態様④背景事情や人間関係⑤指導経緯等</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項（詳細は不登校重大事態に係る調査の指針 P 5・6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ○対象児童に対して 徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示す。 ○いじめを行った児童に対して 行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導する。 ② 対象児童からの聴取にこだわらない ③ 方法の工夫（オープンな質問等） ④ 聴取の環境や時間帯への配慮 ⑤ 平素からの報告・記録の重要性 ⑥ 重大事態に関する教職員の意識啓発 ⑦ 資料の保管（5年が望ましい） </div>
<p>調査結果の 取りまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2を参考に調査報告書を作成する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。 </div>
<p>児童生徒・ 保護者への情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童とその保護者に情報提供する。 （提供の留意事項については、「いじめ防止等のための基本的な方針 P32を参照のこと」） ・いじめをしていた児童とその保護者に情報提供し、家庭と連携して指導する。
<p>黒部市長へ報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書面をもって報告する。 ・教育委員会会議で説明する。 ・再調査が必要な場合は、市長が指示する。
<p>支 援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の学校復帰への支援と再発防止を目的として、支援を継続する。

11 参考

(様式1)

令和 年 月 日

黒部市教育委員会
教育長 中 義文 殿

黒部市立桜井小学校
校長

岡本 薫 印

いじめ重大事態発生報告書

重大事態の種類（該当するもの全てにチェックを入れる）

いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた

（いじめの態様 生命 身体 精神 金品等 ※いずれかにチェックを）

いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

1 被害児童生徒について	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		性別
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生（ 歳）	
	住所		
	保護者氏名		
2 加害児童生徒について ※加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生（ 歳）	平成 年 月 日生（ 歳）
	住所		
	保護者氏名		
3 いじめの行為の状況	・発生日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載。		
4 報告の時点における対象児童生徒の状況	被害児童生徒 （欠席の状況）		
	加害児童生徒		
5 重大事態に該当すると判断した根拠			

(1) 報告時期等

- ・本書での報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行う。
- ・不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。（5に欠席日数を記入）

(2) その他

- ・市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

いじめ重大事態調査報告（例）

黒部市立桜井小学校

※以下の項目を参考に報告書を作成する（罫線によって区分けしなくても構わない）

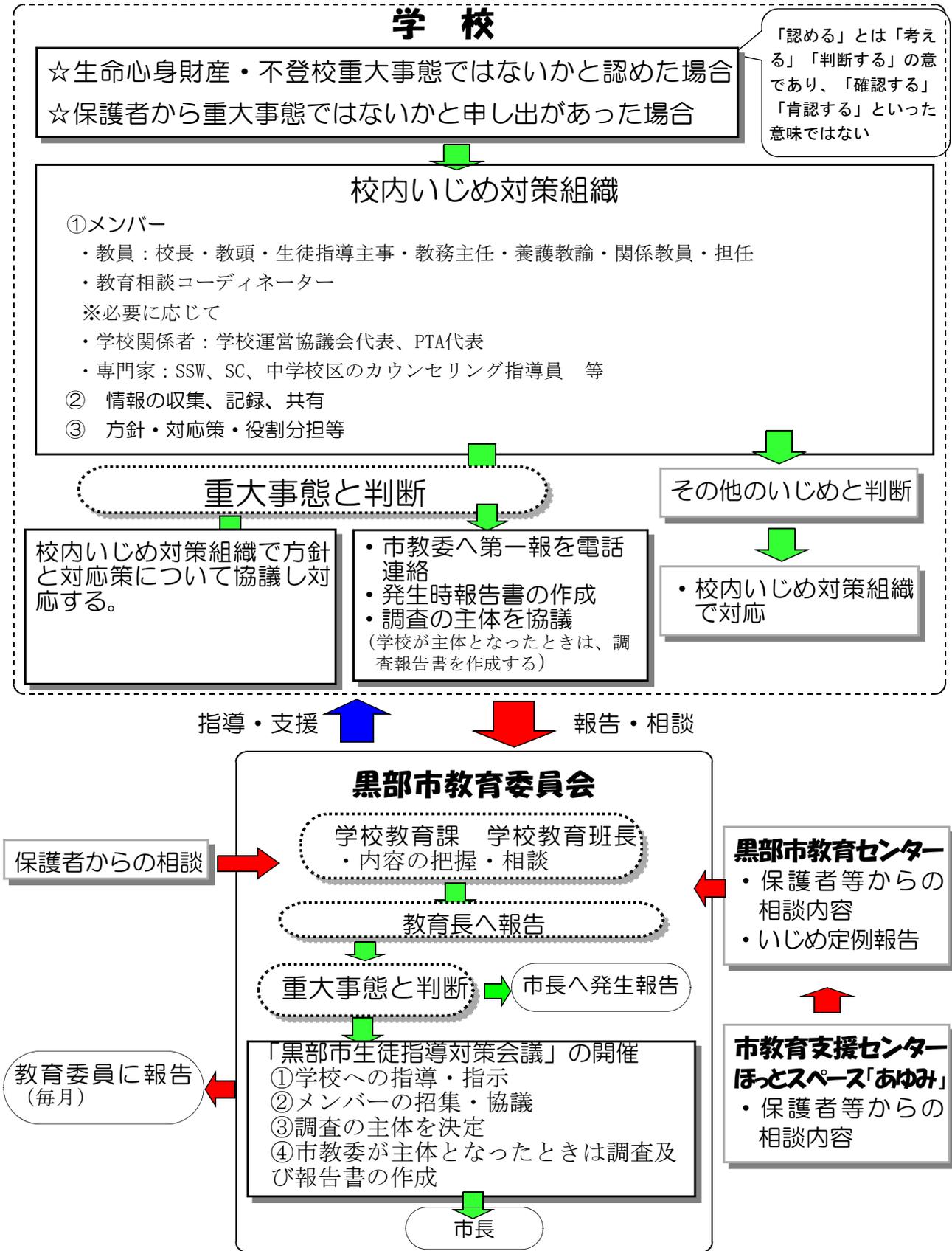
1 重大事態の対象となる行為の概要	・発生年月日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載 （発生報告書に記載した内容をもとに、調査対象の事態の内容が分かるように記載する）		
2 対象児童生徒について	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		性別
	生年月日 ・年齢	平成 年 月 日生(歳)	
	住所		
	保護者氏名		
	その他 ※報告時の欠席 の状況など	※不登校重大事態の場合は欠席期間や日数を記載	
3 加害児童生徒について ※加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		
	生年月日 ・年齢	平成 年 月 日生(歳)	平成 年 月 日生(歳)
	住所		
	保護者氏名		
4 調査の概要	調査期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	調査組織及び構成員		
	調査方法		
	外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性		

<p>5 調査内容</p> <p>※当該児童生徒に多くの行為があった場合は、行数を増やす。</p>	①行為Aについて	
	②行為Bについて	
	③行為Cについて	
	④行為Dについて	
	<p>※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。</p> <p>※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。</p>	
	⑤その他(家庭環境等)	
	⑥調査結果のまとめ(いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む)	
6 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策		
7 今後の当該学校におけるいじめ対策に関する校長（又は設置者）の所見		

○ 報告

- 学校が調査した場合：学校→市町村教育委員会(写)→地方公共団体の長(本書)
- 市町村教育委員会が調査した場合：地方公共団体の長(本書)、学校へ写しを送付する。
- 市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

重大事態の発生時の対応図



「認める」とは「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではない

次の場合が考えられるため、黒部市教育委員会との連絡・相談を密にして対処する

- ① 学校が重大事態と判断し、黒部市教育委員会も重大事態と判断する場合
- ② 学校が重大事態と判断せず、黒部市教育委員会が重大事態と判断する場合

平成29年4月4日

黒部市小中学校長各位

黒部市教育委員会教育長

教員と児童生徒のSNSによる通信の禁止等について(通知)

平成28年度末に市内の学校で生徒Aと教員がLINEで生徒Bに関してトーク等をしていたことが発端となり、生徒B及びその保護者が心身の苦痛を感じるといった事案が発生しました。

各校におかれましては、下記の点を参考にされ、年度当初の職員会議や研修会で教員に適切な指導をお願いします。

記

1 電話をかけるとき

- 保護者等に連絡をする場合は、職員室の固定電話を使用する。
 - ・携帯電話や職員室外の場所での電話はしない。
 - ・固定電話を使うことで、周囲の教員や管理職の耳に内容が入り情報の共有ができる。
- 怪我等の発生時、保健室から病院等に連絡をとるのは可とする。
- 多数の電話を一度に使用する必要のある緊急事態等の発生の場合は、校長の指示に従う。

2 生徒・保護者と教師のLINEやメールはしない。

- ・ただし、不登校児童生徒及びその保護者との連絡をとったりメッセージを送ったりする場合は、校長の指示に従う。

3 生徒・保護者等となれ合い過ぎる関係にならない。

- ・生徒をかわいがることは、学力・自己指導能力・規範意識・自己有用感・人間関係力を育ててやることであり、取り違いをしない。
- ・面談する際は、主任や教頭に言ってからする。
- ・原則一人で面談しない。
- ・間に机を置き、距離を保つ。
- ・真っ正面、真横の座席は避ける。
- ・言葉に気を付ける。(舌足らずの言葉で誤解を生じさせない、「～さん」等の使用)
- ・視線の向け方に気を付ける。
- ・なれ合いになり過ぎない。(教師と生徒の関係には、一線を引く)

4 保護者対応リーフレットを基に校内研修を行う。

- ・「事例の教員の不適切な関わりにアンダーラインを引いて…」の演習問題について回答が必要な場合は、教育員会にご連絡ください。

5 学校での指導等に役立つ通知・冊子の「いじめ関係の通知等」を基に、学校いじめの防止等のための基本的な方針を見直す。

学校での指導等に役立つ通知・冊子

学校に備え付けてあるかどうかチェックし、対応する際の拠り所としましょう

1 いじめ関係

- ・いじめ防止対策推進法【平成25年9月28日施行】
- ・東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について(通知)
【文部科学省 平成28年12月16日】
- ・いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について(通知)
【文部科学省 平成28年3月18日】
- ・不登校重大事態に係る調査の指針【文部科学省 平成28年3月】
- ・いじめ防止等のための基本的な方針【文部科学大臣 平成29年3月14日 改訂版】
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【文部科学省 平成29年3月】
- ・いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)
【文部科学省 平成30年3月26日】
- ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について(通知)
【文部科学省 平成31年3月29日】
- ・富山県いじめ防止基本方針【富山県 令和3年4月1日改定】
- ・いじめ対応ハンドブック [改訂版]【富山県教育委員会 令和3年1月】

2 教育相談

- ・児童生徒の教育相談の充実について(通知)
【文部科学省 平成29年2月3日】
- ・不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)
【文部科学省 令和元年10月】
- ・誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)
【文部科学省 令和5年3月】

3 虐待・DV関係

- ・配偶者からの暴力の被害者の子どもたちの就学について(通知)
【文部科学省 平成21年7月13日】
- ・児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について(通知)
【文部科学省 平成22年3月24日】
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律【平成26年】
- ・一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)
【文部科学省 平成27年7月31日】
- ・児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について【文部科学省 平成31年2月28日】
- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」【文部科学省 平成31年2月28日】
- ・『児童虐待防止対策の抜本的強化について』等を踏まえた対応について
【文部科学省 平成31年3月19日】
- ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)
【文部科学省 令和元年7月19日】
- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き【文部科学省】
- ・学校現場における虐待防止に関する研修教材【文部科学省】

- ・児童虐待防止と学校（研修教材）【文部科学省】
- ・富山県子ども虐待防止ハンドブック【富山県子ども支援課 令和2年3月】
- ・教職員向け性暴力被害対応マニュアル
【富山県犯罪被害者等支援協議会 令和4年12月】

4 インターネット関係

- ・児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」増加に伴う広報・啓発について(周知依頼)
【文部科学省 平成28年11月9日】
- ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～ 指導の手引き【文部科学省】
- ・インターネットトラブル事例集（2024年版）【総務省】

5 体罰関係

- ・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)
【文部科学省 平成25年3月13日】
- ・体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）【文部科学省 平成25年8月9日】

6 学校事故関係

- ・学校事故対応に関する指針【文部科学省 平成28年3月】

7 自殺関係

- ・教師が知っておきたい子どもの自殺予防【文部科学省 平成21年3月】
- ・子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き【文部科学省 平成22年3月】
- ・子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針【文部科学省 平成26年7月】
- ・子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引き）
【文部科学省 平成26年7月】
- ・児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について【文部科学省・厚生労働省 平成30年8月】
- ・児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）【文部科学省 令和3年6月】

8 富山県青少年健全育成条例【富山県】

9 生徒指導全般

- ・「生徒指導リーフ」シリーズ【国立教育政策研究所】
- ・生徒指導支援資料【国立教育政策研究所】
- ・初任者向け生徒指導資料【国立教育政策研究所】
- ・生徒指導提要【文部科学省・国立教育政策研究所 令和4年12月改訂】

12 附則

- ・平成26年3月策定
- ・平成30年5月改定
- ・令和3年5月改定
- ・令和4年5月改定
- ・令和5年5月改定
- ・令和6年5月改定
- ・実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図る。